

建設局改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 都民ファーストの建設局行政の実現に向けた改革を推進するため、建設局改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、建設局行政改革を推進するため、次の事務を所掌する。

- (1) 建設局行政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、次長をもって充てる。

3 副本部長は、総合調整担当部長をもって充てる。

4 委員は、別表に定める者をもって充てる。

5 本部長は、必要があると認めるときは、専門的な課題を検討するためのプロジェクトチームを設置することができる。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 推進本部に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

2 事務局の事務は、総務課調整担当課長において担う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

別表（委員等名簿）

本部長	建設局次長	
副本部長	総合調整担当部長	
委員	総務部 総務課長	
	総務部 広報広聴担当課長	
	総務部 企画計理課長	
	総務部 計画担当課長	
	総務部 オリンピック・パラリンピック調整担当課長	
	総務部 技術管理課長	
	総務部 設備管理担当課長	
	総務部 情報化推進担当課長	
	総務部 職員課長	
	総務部 用度課長	
	用地部 管理課長	
	道路管理部 管理課長	（公財）東京都道路整備保全公社に関する事項を含む
	道路建設部 管理課長	
	三環状道路整備推進部 管理課長	
	公園緑地部 管理課長	（公財）東京都公園協会、（公財）東京動物園協会に関する事項を含む
河川部 管理課長		
事務局	総務部 調整担当課長	